

船橋市放課後子供総合プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が実施する放課後子供総合プランの適切かつ円滑な実施と在り方を検討するため、船橋市放課後子供総合プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後子供総合プラン」とは、次に掲げる事業を連携して実施する総合的な放課後対策をいう。

(1) 放課後子供教室推進事業

(2) 放課後児童健全育成事業

(所管事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 放課後子供総合プランの実施方針に関すること。

(2) 放課後子供総合プランの安全管理、広報活動及び指導者研修の方策に関すること。

(3) 放課後子供総合プランの事業実施後の検証及び評価に関すること。

(4) その他放課後子供総合プランについて必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は生涯学習部長を、副委員長は地域子育て部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域子育て支援課の協力の下に放課後児童支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

学校関係者	船橋市小学校長会	
行政関係者	市長事務部局	地域子育て部長
		地域子育て支援課長
	教育委員会事務局	学校教育部長
		生涯学習部長
		学務課長
		指導課長
		社会教育課長
放課後児童支援課長		